

〔最高裁民訴事例研究 三五〇〕

平九六（民集五一卷一〇号四一七二頁）

破産者所有の不動産に対する競売手続における交付要求にかかる配当金を交付すべき相手方

配当異議事件（平成九年一月二八日最高裁第三小法廷判決）

平成三年九月三〇日、大阪地裁は、Aの所有する不動産について、抵当権（被担保債権額は二八四万八四一〇円）の実行としての競売の申立てに基づき、競売開始決定をした。同年一〇月一日Aは破産宣告を受け、Yが破産管財人に選任された。同月二三日大阪税務署長は、右不動産競売事件の執行裁判所に対し、法定納期限を経過した国税につき交付要求をした。平成五年五月二五日に開かれた右不動産競売事件の配当期日において、大阪地方裁判所は、配当金額二五〇九万円のうち、法定納期限が右抵当権設定の前である国税について配当金を七万一五〇〇円とし、備考欄に「破産管財人へ交付」と記載した配当表を作成した。これに対し、X（国）が配当異議を申し出た上、右配当金を原告に交付するよう求

めて本件配当異議の訴えを提起した。

第一審は、滞納処分が受けるべき配当金について、これを破産管財人に交付すべき規定はなく、もし破産管財人に交付することを認めると、破産財団が財団債権を満足できない場合には破産法五一条によって弁済されるから、滞納処分は必ずしも租税債権を満足できないことになり、租税債権に対し国の財政政策上の観点に基づき優先性を与え、交付要求を認めた立法政策の意図が実現できなくなるとして、本件配当金は国に交付されるべきであるとした。Y控訴。第二審は、交付要求があった場合、原告に対して配当金を直接交付するものとする、原告は破産手続とは別に国税を徴収することができることになって、破産宣告後に新たな滞納処分を許容したのと同じ結果になり、最判昭四五・七・一六民集二四巻七号八九頁が示した、破産宣告後の新たな滞納処分は許されないとの法理に反することになるから、国税は破産管財人を通じて弁済を受けるべきであり、本件配当金も破産管財人に交付されるべきとした。これに対しXが上告したが、最高

裁判所は以下のように判示して、上告を棄却した。

「一 破産者所有の不動産を目的とする担保権の実行としての競売手続において交付要求がされたときは、交付要求に係る請求権に基づき破産宣告前に国税徴収法又は国税徴収の例による差押えがなされている場合を除き、交付要求に係る配当金は、破産管財人に交付すべきものと解するのが相当である。その理由は次のとおりである。

1 破産法は、総債権者の公平な満足を実現するために、破産管財人に破産財団の管理、処分の権利を専有させ、破産管財人を破産手続遂行のための中心的機関とし、その広い裁量と責任の下に手続の円滑な進行を期し、もって、その目的の達成を図っているということが出来る。そして、同法においては、国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することのできる請求権は、財団債権とされ……随時弁済を受けることとされている。

2 破産法七一条一項は……破産宣告前に開始された滞納処分は破産宣告後も続行することができる旨を特に定める趣旨に出たものであり……滞納処分を続行して破産手続によらずに当該滞納処分に係る国税等の弁済を受けることができるとの趣旨をも含むものと解すべきである。これに対し、国税徴収法に規定する交付要求は、同法の規定の上では滞納処分の一種として位置づけられているが、徴収職員が自ら強制換価手続を行って国税等の徴収を図るものではなく、既に他の執

行機関により開始されている強制換価手続に参入して国税等の満足を得ようとするものであるから、徴収職員が自ら手続を進めることを前提とする破産法七一条一項の滞納処分には当たらないと解される。

3 前記のような破産手続の目的、破産管財人の地位、権限に加え破産法が破産手続遂行の特別の例外として破産宣告前に開始された滞納処分の続行を認めたものの、交付要求はその例外に当たらないことに徴すれば、交付要求に係る国税等については、滞納者が破産宣告を受けた後は、破産宣告前に自らも滞納処分による差押えをしていた場合を除き、別除権の行使としての不動産競売手続において、その売却代金から直接弁済を受けることはできず、破産法に規定する手続により、破産管財人の合理的判断に基づいて随時弁済を受けるべきものと解するのが相当である。

右のとおりに解しても、破産宣告前であれば、国税等に対しては、滞納処分による差押えをすることによって、破産法に規定する手続によらないで弁済を受けることができるのであるから、国税等の権利者に対し格別の不利益を課することにはならない。(以下略)

判旨に賛成する。

一 本判決は、抵当権の実行としての競売手続進行中に不動産所有者に対し破産宣告がなされ、破産宣告後に、それ

まで破産宣告前に差押えまたは参加差押え（国徴四七条以下・同八六条以下）といった滞納処分をしていなかった租税官庁が滞納された租税につき交付要求をした場合につき、右租税官庁に対する配当金は、租税官庁ではなく、破産管財人に交付すべき旨をおそらくは最高裁判所としてはじめて明確に示したものである。⁽¹⁾

類似の事件としては、破産宣告前に既に租税庁が滞納処分を開始しまたは参加差押えをしていた場合において、破産宣告後に担保権の実行および続行決定（滞納処分と強制執行との手続の調整に関する法律九条一項）がなされ、それに対し交付要求がなされたものがあるが、この場合には、公刊された裁判例を見る限り、下級審は一致して配当金は交付要求庁に交付すべきものと解している。⁽²⁾

したがって、本件最高裁判所の判例によつて、「破産宣告に先行して滞納処分による差押えまたは参加差押えがある場合には、配当金は、それに基づく交付要求債権者に交付し、それらの行為がなく破産宣告後に交付要求のみがなされた場合には破産管財人に交付する」との準則がほぼ確定したといえよう。そして、そのことにより、従来、執行実務においては扱いが異なっており、学説上も、このような場合につき、配当金の交付先をめぐつて、交付要求庁

（租税官庁）に交付すべしとするものと、破産管財人に交付すべしとする立場が対立していた（後述四）が、この対立に対し明確な解答を示したもののといえ、実務に与える影響は大きいといえよう。

二 本件のような争いは、配当金が破産管財人に交付されるか、租税官庁（租税債権者）に交付されるかということが、とくに、本件のように、財団財産が全財団債権の弁済に不足する場合に、租税官庁と破産管財人の利害に大きく影響すること起因する。すなわち、財団財産が十分であれば、どちらに交付しようと、すべての財団債権者は満足を受けることができ問題は生じない。しかし、本件のように、財団財産が全財団債権を弁済するのに不足する場合には、配当金が交付要求をした租税官庁に支払われる場合には、配当金全額につき租税債権の満足が得られるのに対して、配当金が破産管財人に交付されると、それは破産財団に組み込まれ、租税債権は管財人の報酬債権に劣後すると解されていることから（最判昭四五・一〇・三〇民集二四卷一一号一六六七頁）、租税債権者は、管財人の報酬債権を差し引いた残りの財団財産から他の財団債権者とともに債権額に応じた割合的弁済がなされるに過ぎないことになるのである（破五一一条）。

三 ところでこの問題を論じる前提として、そもそも債務者が破産宣告を受けた後に、別除権行使による競売手続に對して、租税官庁が新たな交付要求をすることができるとかという問題がある。これについては、①交付要求も禁止される滞納処分の中に含まれるとする見解⁽⁵⁾、②別除権に優先する租税債権がある場合に限り交付要求を認める見解⁽⁶⁾、③禁止される滞納処分には交付要求は含まれず、租税債権者が租税債権で競売手続に交付要求することは可能であると⁽⁷⁾する見解がある。

これに関して、国税徴収法八二条一項は、滞納に係る国税につき交付要求をしななければならないと定めているが、それ以外に、国税徴収法やその関係法令上、破産宣告後における破産管財人に対する交付要求以外の交付要求を禁止あるいは宣言する規定は存在しない。また、交付要求は既に他の執行機関により開始されている強制換価手続に参入して国税等の満足を得ようとするものであるから、民事執行手続においては、配当要求に準じて処遇すれば足りる。したがって、交付要求を認めたとしても破産管財人の管理処分権を直接阻害するおそれはない。しかし、もし逆に、租税債権者が交付要求ができないとすると、当該財産上の担保権者は、破産宣告があつたばかりに思わぬ利益を受け、

その反面、租税債権者は本来租税債権などの引当てであつた当該財産からその弁済を受けることができないという不当な結果となる。よつて、破産宣告がなされた後になされた別除権に基づく競売手続への交付要求は認められるべきである。

四 本件は、国税徴収法八二条の交付要求の事例であるが、これに関しては、本来、三つの見解が対立していた。⁽⁸⁾

(一) 租税債権者交付説 この見解の根拠として、①執行手続上、当該租税等は交付要求債権者としての地位を認められたものであるから、破産手続とは別の執行手続上の配当を受ける地位を得たものと考えられること、②交付要求は民事執行手続においては配当要求と同じ性質を有するものであり、その配当額を管財人に交付する条文中の根拠がないこと、③破産管財人を通して弁済されると、破産財団で財団債権の全額を支払得ない場合は、破産法五一条により按分弁済となり、租税債権者は租税債権の満足を受けられなくなってしまうこと、⁽⁹⁾といった諸点があげられている。

(二) 破産管財人交付説 この見解の根拠としては、①租税債権者に競売代金を配当すべきものとする、租税債権者は破産手続とは別に租税債権を徴収することができ

ることになり、破産宣告後に新たな滞納処分を許容したのと同じ結果となり、破産法七一条一項に実質的に反すること、②別除権の行使手続きで租税債権を優先して行使しうるものとする規定が破産法に存在しないこと、③財団債権の弁済は破産管財人の職務であり（破一九七条一三号）、租税債権でも他の財団債権に劣後する場合があること（最判昭四五・一〇・三〇民集二四卷一一号一六七頁）¹⁰）があげられている。

（３）折衷説 この見解によれば、別除権の目的となる不動産は、形式的には破産財団に属するものの、破産債権者の共同的満足の引き当てとなるのは別除権行使後の余剰部分のみであり、実質的にはこの余剰部分のみが破産財団に属するといえる。したがって、担保不動産のうち少なくとも別除権の被担保債権によってその交換価値が把握されていた部分については、元来、破産管財人の管理処分に服する余地はなく、その部分に対応する配当金については直接租税債権者に交付するべきであるとする。¹¹

五 本件の原審が主として破産管財人交付説の論拠①②に基づいて、執行裁判所は破産管財人に配当金を交付すべきであるとしたのに対し、本判決は、国税徴収法に規定する交付要求は破産法七一条一項の滞納処分とはいえず、租税

債権者は別除権の行使としての不動産競売手続において、その売却代金から直接弁済を受けることができない、という破産法七一条一項の「滞納処分」の意味解釈によって理由づけをしている。

たしかに、交付要求は国税徴収法においては滞納処分として位置づけられているが（国徴法第五章「滞納処分」第二節「交付要求」、徴収職員自ら強制換価手続を行って国税等の徴収を図るものではなく、既に他の執行機関により開始されている強制換価手続に参入して国税等の満足を得ようとするものであるから、執行裁判所の立場から見れば、民事執行の手続内で債権を有する者に売得金を配当すればよく、租税債権も納税者の総財産により担保された債権という意味で私法上の債権と異なるところはなく、その優先徴収権も、強制執行の、配当手続きに乗って実現を求める以上は、他のすべての公課および私法上の債権に優先して弁済を受けることを内容とするものと解するほかないのであるから、民事執行手続においては、配当要求に準じて処遇すれば足りる。¹³）したがって、交付要求があったからといって、滞納処分による差押えまたは参加差押とは異なり、国税債権者自身が主体となって債権の実現手続を開始するという意味合いを有しておらず、その意味で、交付要求は、

破産法七一条一項でいう滞納処分には当たらないと解される。⁽¹⁴⁾ このことは、租税債権は破産宣告前の原因に基づいて生じたものであり、本来その性質は破産債権たるべきものであるが、財政収入の安定という公益的理由からとくに財団債権とされたものであるから、その効力は限定的に解すべきであるということによっても根拠づけられるであろう。したがって、このような見解をとると、仮に交付要求が破産宣告前になされていたとしても、七一条一項の適用はなく、租税官庁の配当受領は認められないことになる。⁽¹⁵⁾

さらに、財団債権の弁済が破産管財人の職務である以上（破一九七条一三号）財団債権たる租税債権も破産管財人を通じて弁済されるべきものであるから、租税債権相当額は破産管財人に交付されるべきである。租税債権者交付説はこのような管財人の管理処分権を侵害するおそれがある。

たしかに、管財人に配当金が給付されると、破産財団の総額が国税債権額を下回る場合、公益の観点から破産管財人の報酬などの手続費用が国税よりも優先して弁済されることがあり、⁽¹⁶⁾ その結果、競売価格から直接配当を受ける抵当権の被担保債権は満足を受けながら、国税徴収法八条によって別除権たる抵当権よりも優先して徴収することので

きる国税債権が満足を受けられない場合も生じるが、破産宣告後には新たな滞納処分は許されないとされ、かつ、別除権の行使手続きで国税債権を優先して行使しうるものとする規定が破産法に置かれていない以上、やむを得ないといわなければならない。⁽¹⁷⁾

ちなみに、折衷説については、その引用する昭和六二年の最高裁判例を根拠とするようであるが、これは、土地重課税の財団債権性（破四七条二号但）の判断、すなわち、何が破産債権者において共益的な支出として共同負担するのが相当な破産財団管理上の経費と見られるかの判断に当たり、別除権者の優先部分を除いた金額が実質的に破産財団に帰属すると述べたにとどまり、形式的意味における破産財団の範囲を画する解釈を示したものではないから、ここで右判例を持ち出すのは相当ではないとの批判がなされている。⁽¹⁸⁾ また、確かに担保権の被担保債権が当該財産価値を上回っている場合には、国への配当の結果、担保権者に配当できなくなり、別除権の把握をしていた価値を奪っているように見えるが、逆に担保に余裕がある場合には、破産財団に交付されるべき価値を国に配当するものとなるし、別除権は優先租税債権の存在を当初から前提にして設定されているはずであることも考えると、国への配当分は別除

権者が把握していた部分とは言いがたい。⁽¹⁹⁾

以上の考察によれば、本件において、配当金を破産管財人に交付すべしとする判旨には賛成できる。

六 次に破産管財人が交付要求庁への配当を受領できるとしても、その法的根拠を明らかにする必要がある。これにつき、学説上、①破産法五〇条・四九条・七一条一項とがあいまって、かかる場合の配当受領という民事執行手続上の権限が租税債権者から破産管財人に授権されたと解するもの⁽²⁰⁾と、②交付要求庁の配当金受領権は破産手続および破産管財人に対抗できず、したがって、交付要求債権者の配当債権の受領権は、破産手続上否定できるものとして扱われ、それが否定されれば、剰余金として管財人が受領することになると説くもの⁽²¹⁾とが唱えられている。

思うに、租税官庁は、確かに執行法上は配当金請求権を有している。しかし、租税官庁の租税債権実現行為が、破産法七一条一項によって破産手続の影響を受けないものとされる場合以外には、それは破産手続の規律に服するといふべきである。そうだとすれば、既述のように、単なる交付要求は同条の滞納処分には当たらないのであるから、配当金請求権を有していてもそれを自ら行使することはできず、破産管財人による配当（破二六九条）に待たなければ

ならないということになる。このような理由から、後説に賛成したい。⁽²²⁾

ところで、前説は一種の第三者の執行担当を認める見解のように思える。もしそうだとすると、租税官庁の破産管財人に対する明示の授権はないので、一種の法定執行担当ということになろう。ただ、そのように解するとしても、論者があげる条文が、法定執行担当を規定していると解することは困難であろう。また、破産管財人が破産財団所属の有名義債権の執行取立てを行うといった破産者の管理処分権が法律上管財人に移転する場合に比べて、交付要求債権者の配当金債権についての管理処分権が管財人に移転したとはいいがたく、さらに、租税債権の実体法（国税徴収法）上の優先的地位が制限されることになる根拠が十分に説明できないように思える。⁽²⁴⁾

七 最後に、本件では、配当期日において当該国税について配当の額を七万一千五百〇〇円とし、備考欄に「破産管財人へ交付」と記した配当表が作成されたが、これに対しXが配当異議を申し出た上、Yを相手取って配当異議の訴えを提起したものである。しかし、配当異議とは、「配当表に記載された各債権者の債権または配当の額」についての不服であるから（民執八九条一項）、本件のように、配当額

が破産管財人に交付すべき旨の備考欄の記載に対する不服は、配当異議事由には当たらない。右記載はむしろ、将来配当金を破産管財人に交付するという宣言（配当実施命令）と解すべきであり、もしそうであるとするならば、これに対しては執行異議（民執一一条）によるべきであり、本件におけるXの配当異議および配当異議訴訟は不適法ではないか、との疑問がわいてくる。これについては、以上のような理由から配当異議の申出を不適法として却下した判例が見られる⁽²⁵⁾。

しかし、このような考察はあまりに形式論であろう。むしろ本件のような記載は、単に執行裁判所のメモ書きとして配当金を誰に交付するかということを記載したものでなく、租税債権者に配当金を認めるか否か、あるいは少なくとも、その配当額がいくらになるかということを指示するものと解すべきである。換言すれば、本件の当該記載は「配当額を破産管財人に対しては七万一千五百〇〇円、租税債権者に対してはゼロ円とする」という内容の配当表が作成されたことを意味すると解すべきである。そのように解するかぎり、それは民執法八九条一項の文言とも合致し、Xの配当異議の申し出および配当異議訴訟は適法というべきである⁽²⁶⁾。

(1) 本件に関する判例評釈としては、上原敏夫・平成九年度重要判例解説（ジュリスト一一三五号）一三五頁、西澤宗英・金融法務事情一五二四号六六頁が、また、原審である大阪高裁判平成七年五月一八日の判決（最判民集五一巻一〇号四二〇六頁）判例時報一五四四号六四頁）の判例評釈として、澤野芳夫・判例タイムズ九一三三三六頁、深井剛良・税経通信七〇一号二三二頁、山本和彦・判例評論四五二四三頁（判例時報一五七三三〇一九七頁）がある。なお、本件と同様の事例につき、本件判旨と同じ結論をとるものとしては、本件の原審たる大阪高判平七・五・一八（上掲）、および大阪高判平八・二・一五民事法情報一一五号四三頁がある。

(2) 福岡地判平二・一〇・一八訟務月報三八巻一号一五頁、福岡高判平三・五・二八訟務月報三八巻一号一〇頁、大阪高判平六・一〇・一一判例時報一五二三三三八四頁。

(3) 山本・前掲四五頁は、本件と同じ結論をとる原審判決が出た段階で、このような準則が見出される旨を指摘している。

(4) 「座談会」V 民事執行実務をめぐる最近の諸問題と対応策」金融法務事情一三七八号一二九頁以下における杉山麗、富川照雄、森文男の諸氏の発言によれば、東京地裁の実務では、租税債権者が破産宣告前に差押えか、参加差押えをして、その差押えについて交付要求をした場合と、

単なる交付要求だけの場合を分け、前者の場合には配当金を租税官庁に交付することができるが、後者の場合には破産管財人に交付するという扱いに最近、統一しており、それに對し大阪地裁では、滞調法一〇条三項による交付要求の場合だけ租税官庁に交付するが、それ以外はすべて破産管財人に交付することである。なお伊藤善博・松井清明・古島正彦「不動産執行における配当に関する研究」昭和五七年度書記官実務研究六八〇頁以下は、近時の東京地裁と同じ扱いを主張していた。

(5) 木村俊晴「租税債権の破産法上の地位」書研所報No18九〇頁。

(6) 山内八郎「破産法上の租税請求権等の取扱い」判例タイムズ五一四号一三六頁および一三七頁注(31)、村松圭「破産法にいう財団債権とされる租税の範囲について」税務大学校論叢一二号一四二頁。

(7) 寶金敏明・租税判例百選(第三版)一八七頁、吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎編・国税徴収法精解平成八年改定一三四頁、東京地裁民事執行実務研究会・不動産執行の理論と実務六〇四頁、深井・前掲三三二頁、吉池浩嗣「破産宣告と参加差押え及び交付要求の効力」平成六年行政関係判例解説一四二頁、山本・前掲四六頁以下、上原・前掲一三六頁等多数説である。

(8) 澤野・前掲評釈(注2)二三七頁に要領の良い学説の

まとめがある。

(9) 本判決の第一審である大阪地判平六・四・二八(最判民集五一卷一〇号四一九七頁)、大阪地堺支判平六・三・一〇(刊行物未登載。澤野・前掲二二七頁による)、小林武廣「破産宣告後に許される滞納処分(序論)」税務大学校論叢二五号三九頁以下。

(10) 中野貞一郎・民事執行法(新訂三版)四六四頁、伊藤・松井・古島・前掲六八一頁以下、東京地裁民事執行実務研究会・前掲(注7)六〇五頁ほか、本件評釈(注1)はすべてこの見解に賛成する。なおこの見解に従う判例としては、本件判例のほか、最判平九・一二・一八判例時報一六二八号二頁、神戸地判平六・一二・一四判例地方自治一三四号三四頁、および本件の原審である、大阪高判平七・五・一八(最判民集五一卷一〇号四二〇六頁)等がある。なお、四宮章夫「破産手続と滞納処分」米田実先生古希記念『現代金融取引法の諸問題』四五七頁もこの見解に賛成するが、さらに、別除権の実行がなされるか否かは滞納処分以外の租税債権者にとってはまったくの偶然に過ぎず、これにより、財団不足の場合に、当該租税債権者や他の財団債権者の現実に取得しうる金額に差を生じるのは適當ではないことも、その論拠としている。

(11) 深井・前掲二二九頁、吉池・前掲一五二頁。なお、最判昭六二・四・二一民集四一卷三三三九号も同趣旨を述

べる。

(12) 最判平二・六・二八民集四四卷四号七八五頁、吉国ほか・前掲精解六〇六頁。

(13) 香川保一監修・注解民事執行法(3) 一七一頁〔三宅弘人〕。なお、深井・前掲二二六頁、東京高判昭二九・六・三〇下民集五卷六号一〇〇〇頁も、執行裁判所に対する交付要求は配当要求に類似する性格を有するとしている。

(14) 注解破産(第三版) 上巻四〇一頁(永田誠一)、吉池・前掲一四七頁、大阪高判平六・一〇・一一判時一五二三号八四頁等。なお、租税債権者交付説をとる深井・前掲評釈(注2) 二二六頁も、この点には賛成する。

(15) これに対して原審は、交付要求が破産宣告後になされたことを重視し、実質的に新たな滞納処分を許容することになり、これは、判例(最判昭四五・七・一六民集二四卷七号八七九頁)の立場に反する旨を述べるが、これは、交付要求を実質的に七一条一項の「滞納処分」と同視するものであろう。

(16) 最判昭四五・一〇・三〇民集二四卷一 一六六七頁。

(17) これは、本件の原審である大阪高判平七・五・一八(最判民集五一卷一〇号四二〇八頁)が説くところである。

(18) 澤野・前掲二三八頁。

(19) 山本・前掲四七頁。

(20) 四宮・前掲四五八頁。

(21) 山本・前掲四八頁。この見解には、上原・前掲一三六頁、西澤・前掲六九頁も賛成する。

(22) ただ、後説の理由とするところは、実質論に重点が置かれている(山本・前掲四七・四八頁)。

(23) この趣旨は、既に山本・前掲四八頁が指摘しているところであるが、さらに、配当金債権自体はあくまで租税債権者に帰属しているとすれば、配当の実施により配当額で租税債権が消滅することになってしまう、財団不足で実際に租税債権が満足を受けられなかった場合にはその結果は不当であるとする。

(24) 上原・前掲一三六頁。

(25) 大阪地判平六・三・二五金融・商事判例九八五号一三頁。

(26) 同旨の判例として、福岡高判平三・五・二八訟務月報三八卷一号一〇頁、大阪高判平六・一〇・一一判例時報一五二三号八四頁、大阪高判平七・二・一七金融・商事判例九八五号一〇頁等がある。また、学説としては、澤野・前掲二三八頁、吉池浩嗣・前掲一五三頁。なお前掲座談会(注4) 富川発言も、配当異議として扱った実例を紹介している。

(一九九九年三月二九日脱稿)

三上 威彦